

## プロポーザル方式

### 問 ガイドラインについて

答 プロポーザル方式は、格に大きな変動がある業務を発注する場合に、価格の競争ではなく、技術提案書の提出を求めるために最適なものを特定する契約方式です。

当市においては、多様な業務委託に対応するため、大きく分けて「設計・コンサルタント業務」、「情報システム開発業務」、及び「その他プロポーザル方式が適用と認められる業務」の3項目について基本的事項を定めています。

参加業者の選定方法については、当市の入札参加資格を有する者の中から対象業務の履行能力を有すると認められる者を選定していますが、特殊業務については資格を有しない者も参加できるものとしています。

審査委員会の設定方法については、発注担当課における業務の特殊性、委託料の多寡を勘案し、案件ごと

に委員会を設置し公正性、客観性を確保するよう努めています。

落札決定基準については、提出された技術提案書を評価し、最優秀提案者を第一候補に選定し、地方自治法施行令で定める随意契約の手続きを行い、市が定めた予定価格以下の者を落札者と決定するものです。また、透明性を図るため、公共工事入札・契約適正化法に基づき公表することになります。ただ、客観性や透明性が確保されなければ、評価方法や評価項目、候補者選定が恣意的となり、当初の目的が果たせないという懸念もあり、審査委員会や情報公開のあり方など十分議論する必要があると思つてています。

今後、県や他市の状況を参考にしながら、当市に適した要綱や契約の手続き方式を検討していきたいと考えています。

スクールバスの住民利用については、交通機関のない地域等の住民に係る運行登下校に支障がないことなどを要件とし、住民福祉のために文部科学省の承認を得て実施しており、小学校と中学校を併せて実施する場合、基本的には登校が1便、下校が3便という状況になり、これにより地域における交通利便性の向上は図れるものと考えています。

また、スクールバスの運行範囲に路線バス等の公共交通が存在する場合には、バス事業者との調整も必要となりますので、地域の実情に応じて協議を行いながら住民利用の範囲を決定していくといています。

問 通学バスの運用について

## 交通弱者対策

### 答 現在、スクールバスは、大洲地域6台、長浜地域3台、河辺地域2台の計11台を保有しています。今後においては、小学校統廃合計画の対象校に対応するため、9台程度のスクールバスの購入が必要と見込んでおり、最終的には20台程度になると思われます。

スクールバスの住民利用については、交通機関のない地域等の住民に係る運行登下校に支障がないことなどを要件とし、住民福祉のために文部科学省の承認を得て実施しており、小学校と中学校を併せて実施する場合、基本的には登校が1便、下校が3便という状況になり、これにより地域における交通利便性の向上は図れるものと考えています。

スクールバスの住民利用については、交通機関のない地域等の住民に係る運行登下校に支障がないことなどを要件とし、住民福祉のために文部科学省の承認を得て実施しており、小学校と中学校を併せて実施する場合、基本的には登校が1便、下校が3便という状況になり、これにより地域における交通利便性の向上は図れるものと考えています。

また、スクールバスの運行範囲に路線バス等の公共交通が存在する場合には、バス事業者との調整も必要となりますので、地域の実情に応じて協議を行いながら住民利用の範囲を決定していくといっています。

登下校以外の時間帯におけるスクールバスの活用について

については、市内の各小中学からのお問い合わせに応じ学校行事に活用されていることや、わせたものとなつておらず、さらに天候等の状況によつては急に運行時刻が変わる

ことなどの問題があることから、曜日を決めての利用は難しいと考えます。

したがつて、まずは小中学校の登下校に合わせたス

クールバスの住民利用により、地域の基礎的な交通手段を確保することに努め、その上で新たに必要とされる交通施策の検討を行つていただきたいと考えています。

当市の子どもの医療費無料化については、平成20年度から事業を拡大し、対象年齢を3歳から6歳に引き上げて実施をしていますが、県内の5市6町においては小学校入学以降の医療費についても何らかの形で助成をされています。

当市の子どもの医療費無料化については、平成20年度から事業を拡大し、対象年齢を3歳から6歳に引き上げて実施をしていますが、県内の5市6町においては小学校入学以降の医療費についても何らかの形で助成をされています。

このようにしたことから、当市においても、来年度より対象範囲を小・中学生まで拡充し、入院における医療費の無料化を実施する方向で検討しています。

子育て中の人がこれまで子育てをする人たちが、安心して子供を産み育て、夢や喜びを感じることができるような環境づくりは、今後大変重要な課題であると認識をしています。

このことから、平成23年度においては、親の働く権利と家族の生活を守るために

学童保育事業を6カ所で実施するとともに、乳児を抱えている母親の支援として、乳児のいる全家庭を訪問し、子育てに関する相談や情報を提供を行つています。

また、平成24年度からは、この学童保育を新たに5カ所で開設することとし、現在その施設の改修や指導員の募集などの準備を進めています。

乳児のいる全家庭を訪問し、子育てに関する相談や情報を提供を行つています。

乳児のいる全家庭を訪問し、子育てに関する相談や情報を提供を行つています。

このことから、平成23年度においては、親の働く権利と家族の生活を守るために

## 子育て支援

### 問 子どもの医療費無料化について

答 子育て中の人がこれまで子育てをする人たち

が、安心して子供を産み育て、夢や喜びを感じることができるような環境づくりは、今後大変重要な課題であると認識をしています。

このことから、平成23年度においては、親の働く権利と家族の生活を守るために

乳児のいる全家庭を訪問し、子育てに関する相談や情報を提供を行つています。

このことから、平成23年度においては、親の働く権利と家族の生活を守るために

乳児のいる全家庭を訪問し、子育てに関する相談や情報を提供を行つています。